

一般就業政策

GEP: General Employment Policy

【GEP: General Employment Policy とは】

香港イミグレーションは、外国人の香港に於ける就業ビザの審査基準として「一般就業政策」(GEP: General Employment Policy)を定めています。GEPの対象となる外国人は、香港の大学を卒業した外国人学生、いわゆる非本地卒業生以外で、特別な技能や知識、経験を持つ以下の条件を満たす者と規定されています。日本から香港の現地法人へ出向社員として赴任する場合の、いわゆる「就業ビザ」の審査基準としてご理解下さい。

【申請資格】

1. 保安上の理由で入国拒否の履歴や、犯罪の記録が無い事。
2. 良好な教育背景を持つ事(通常は学士資格)、但し特殊な状況下では、良好な技術資格、専門能力、書類で証明可能な関連の経験や実績も審査対象として受理する。
3. 空席のポスト(職位)が確実にある事。
4. 申請者の学歴や業務経験に見合った、且つ香港人に代わることのできない雇用が確定しており、
5. 香港の専門職の標準的な水準を満たす、報酬(給与、住宅、医療その他福利厚生を含む)が確定している事。

【中国国籍者】

中国パスポートを所有する海外居住者で、上記の【申請資格】及び一般入境規定、以下の条件を満たすものは、GEPの基準に則って香港での就業の申請を行う事ができる。

1. 海外の永住権(永久性居民)を保有している。
2. 申請の直前から最低でも1年間以上、海外(中国本土、香港、マカオを除く)に居住しており、申請が海外からなされる事。

【入国手続について】

GEPとしての許可がおりると、ビザラベルがビザスポンサー経由で申請者本人宛に渡されます。海外に居住している申請者は香港の外で各自パスポートに貼付して来港して下さい。香港に入国の際に、イミグレの担当官がビザラベルを確認の上、ビザスタンプを押してくれます。既に来港している場合は、香港から一度出国して海外でビザラベルをパスポートに貼付の上、再度来港して上記と同じ手続を行って頂きます。

中国国籍者は、例えば日本に居住している場合は、必ず日本から香港へ入国して、上記の手続を取って頂く必要がありますのでご注意下さい。

一般就業政策

GEP: General Employment Policy

【香港での転職について】

GEP の審査を経て就業の許可を得た場合は、就業ビザの許可を得たビザスポンサーでの専業義務があります。イミグレの許可を得ずに転職や、他の会社での兼業、起業を行う事はできません。

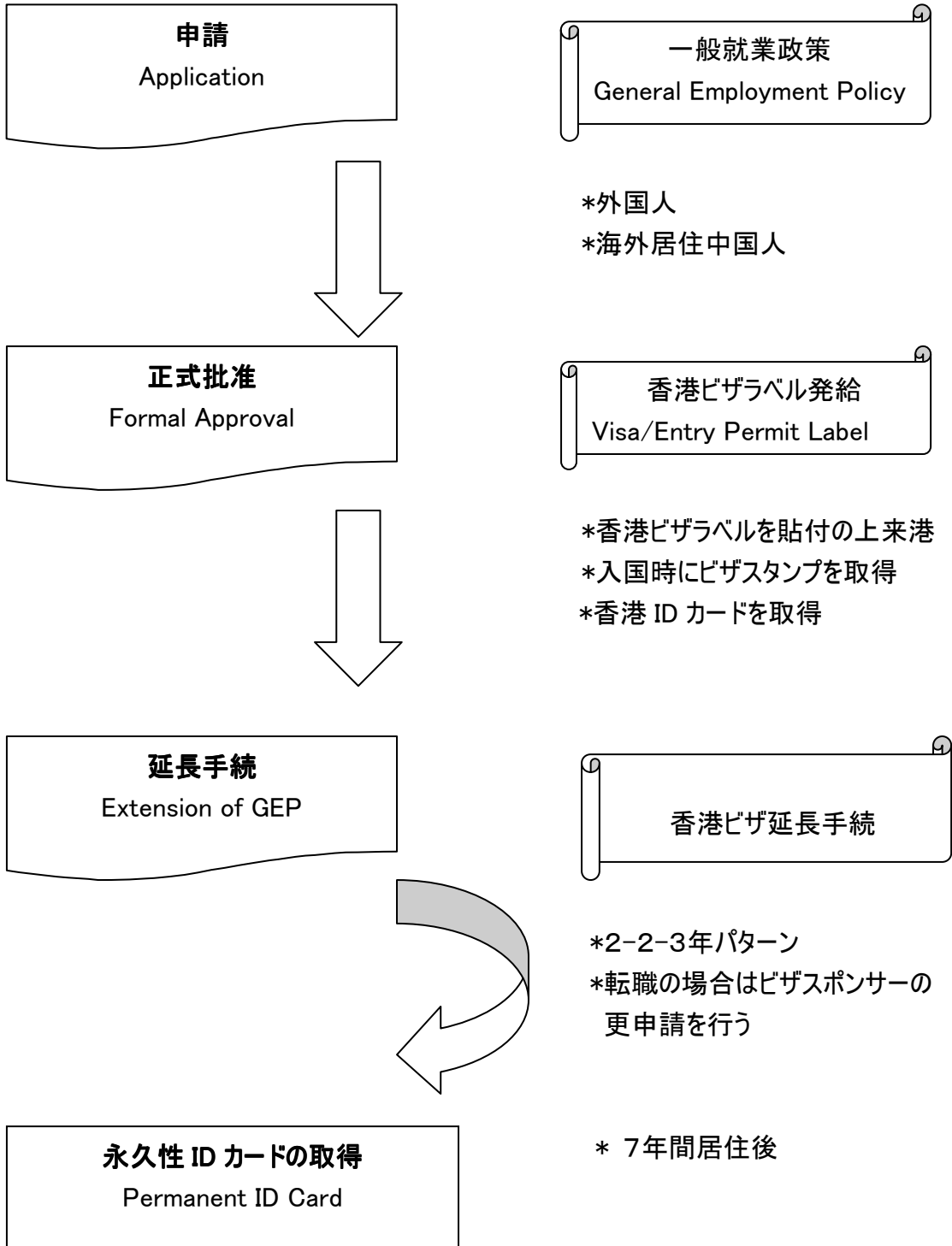
【滞在条件について】

1. 通常、12ヶ月間の就業ビザを取得する事ができます。
2. 就業ビザ期日の4週間前から、延長申請を行う事ができます。
3. 延長申請は、通常2-2-3年パターンで行われます。
4. 帯同家族(配偶者及び18歳未満の独身の子供)は、家族ビザ(Dependent Visa)の申請資格を得ることができます。
5. 継続して7年間以上香港に滞在した場合は、申請者本人及び家族ビザ所有者共に永久性 ID カードの申請資格を得る事ができます。

一般就業政策

GEP: General Employment Policy

【申請の流れ】



Tel: + 852 2881 6326 Fax: + 852 2881 6826 E-mail: tmorris@tmorris.com.hk

T&MORRIS VISA+ CONSULTING LTD.